

## 「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する意見募集の実施について

国土交通省九州地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）に基づき、立野ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、これまでの「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領により、広く皆様からご意見を募集いたします。

### 【意見募集要領】

#### 1. 意見募集対象

「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」）

#### 2. 意見募集期間

平成24年9月15日（土）～平成24年9月28日（金）（18時必着）

#### 3. 提出方法

ご意見は、電子メール・郵送・ファックス・回収箱への投函のいずれかの方法で下記4. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見様式により、下記①～⑦を記載下さい。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④職業（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑤年齢（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑥性別（企業・団体としての意見提出の場合は不要）

⑦ご意見（意見該当箇所の頁と行も合わせて記載してください）

※ 頂いたご意見に関しての個人情報、目的以外では使用いたしません。

#### 4. 提出先

別添の用紙に意見をご記入の上、以下の提出先まで期限内に送付してください。

・提出先：国土交通省九州地方整備局河川計画課内  
「立野ダムの検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①電子メールの場合：[tatenodam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp](mailto:tatenodam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp)

②郵送の場合：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

③ファックスの場合：092-476-3470

（件名に「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見」と明記して下さい）

④回収箱への投函の場合：下記「5. 閲覧又は資料の入手の方法 ②資料の閲覧場所」に設置している回収箱へ投函して下さい。

※意見提出様式は、以下の国土交通省九州地方整備局ホームページからも入手できます。

URL:[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan-iken\(tateno\)/soan-iken.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan-iken(tateno)/soan-iken.html)

## 5. 閲覧又は資料入手の方法

### ①インターネットによる閲覧・入手

国土交通省九州地方整備局「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ [立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）掲載アドレス]

URL:[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan\(tateno\)/soan.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/soan(tateno)/soan.html)

### ②資料の閲覧場所

【別紙－1】の場所において、資料の閲覧が可能です。

## 6. 意見提出にあたっての注意事項

①ご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いいたします。

②ご意見は日本語でご提出ください。

③いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。

④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。

⑤電話でのご意見は受け付けておりません。

⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

## 7. 参考

「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の資料につきましては、九州地方整備局ホームページをご参照下さい。

URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/02-tateno/kensyo-tateno.html>



◆「立野ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」の閲覧場所について

【別紙－1】

地 域	機 関	閲覧場所	住 所	閲覧時間
熊本市	国土交通省	九州地方整備局 熊本河川国道事務所 1階ロビー	熊本市東区西原1丁目12-1	8時30分～17時15分
		九州地方整備局 熊本河川国道事務所 白川出張所	熊本市中央区東子飼町8-55	
	熊本県	熊本県庁情報プラザ	熊本市中央区水前寺6丁目18-1	
		熊本県熊本土木事務所	熊本市東区東町3丁目11-63	
	熊本市	熊本市役所1階ロビー	熊本市中央区手取本町1-1	
菊池市・郡	熊本県	熊本県菊池地域振興局	熊本県菊池市隈府1272-10	8時30分～17時15分
	大津町	大津町役場	熊本県菊池郡大津町大字大津1233	
	菊陽町	菊陽町役場	熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800	
阿蘇市・郡	熊本県	熊本県阿蘇地域振興局	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402	8時30分～17時15分
	阿蘇市	阿蘇市役所	熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1	
	高森町	高森町役場	熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168	
	南阿蘇村	南阿蘇村久木野庁舎	熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰145-3	
		南阿蘇村長陽庁舎	熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽3574	
		南阿蘇村白水庁舎	熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田1495	
西原村	西原村役場	熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259		

※土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。